厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター

令和８年度エイジフレンドリー補助金 Q&A

高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

また、各コースについては、間接補助金の予算額を定めております。予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがございます（それぞれのコースの予算額の内訳は「エイジフレンドリー補助金事業実施要領」をご確認ください）。

令和８年６月 26 日更新

目次

１　申請、請求での注意点及び交付決定通知書受理後の取り扱い 6
問 1　どのようなものが補助の対象になりますか。 6
問 2　申請、請求での注意点はありますか。 6
問 3　交付決定されても、請求時に支払われない事例はありますか。具体的にはどのような場合に支払われませんか。 6
問 4　専門家による指導等について、年間を通じて受けたいのですが、補助は受けられますか。 7
問 5　交付決定通知書が届いた後、どのように進めれば良いでしょうか。 7
問 6　交付決定通知書が届きましたが、諸般の事情により取組が実施できなくなってしまった場合、どのような手続きをすれば良いでしょうか。 8
２　補助対象事業者（申請者）の要件等 9
問 7　社会福祉法人や医療法人のように、資本金又は出資がいずれもない場合にはどのように判断するのですか。 9
問 8　常時使用する労働者数は、どのように数えますか。 9
問 9　労災保険の特別加入者（中小事業主等）は労働者と認められますか。 9
問 10　一の補助金を受ける対象労働者を雇用する中小企業事業者（以下「事業者」という。）が、同じ年度内に複数回、補助金の交付申請をすることは可能ですか。 9
問 11　複数のコースで補助金を申請したいのですが、可能ですか。 10
問 12　工場の「作業現場」には 60 歳以上の労働者がいないのですが、工場の「事務室」には 60 歳以上の労働者がいる場合は、補助金を受けられますか。 10
問 13　昨年度以前に補助金を受けたことがありますが、再度補助金を受けられますか。 10
問 14　申請書は、機器の販売業者、工事の施工業者や運動指導を実施する業者が代わりに作成して提出しても良いですか。 10
問 15　以前「転倒防止や腰痛予防のための運動指導」での補助金を申請しましたが、不採択とされました。別のコースや別の対策等での補助金の申請はできますか。 10

問 16　今年１月に開設した事業場や新倉庫で使用するハンドリフトを導入したいのですが、補助の対象になりますか。 10
３　専門家総合対策コース第１段階 10
問 17　専門家総合対策コースは、どのような補助が受けられますか。どのように申請すれば良いですか。 10
問 18　「専門家総合対策コース第１段階」の交付決定を受け、専門家によるリスクアセスメントを受けた結果、作業場の「段差の解消」に取り組むよう助言を受けました。過去に補助金を受けて別の場所の「段差の解消」を実施しているのですが、再度、専門家の助言を踏まえて「段差の解消」のための補助金を受けられますか。 11
問 19　問 18 のような場合で職場環境の改善についての補助が受けられない場合、専門家によるリスクアセスメントにかかった経費についても補助されないのですか。 11
問 20 「専門家総合対策コース第１段階」では「専門家」によるリスクアセスメントを受ける場合に補助金が交付されるということですが、「専門家」とはどのような者ですか。 11
問 21　専門家によるリスクアセスメントについて、リスクアセスメントには様々な手法がありますが、どのような手法によるものが補助の対象となりますか。 11
４　専門家総合対策コース第２段階 12
問 22　専門家が、優先順位が高いと判断した労働災害防止の取組については、あらゆる取組が補助の対象となるのですか。 12
問 23　リスクアセスメント結果で優先度が高いとされた職場環境改善の取組にはすべて補助金の対象になりますか。 12
問 24　「専門家総合対策コース第２段階」の補助率と限度額を教えてください。 12
問 25　「専門家総合対策コース第１段階」を省略し、第２段階から直接申請できますか。 12
問 26-1（R8.6.26 修正）リスクアセスメントを実施する自社の安全衛生担当者の要件はありますか。 12
問 26-2（R8.6.26 新設）自社においてリスクアセスメントを実施する場合、実施時期に制限はありますか。 13
問 27　　安全衛生委員会等の場において、どのような審議を行えばよいでしょうか。 .. 13
問 28　顧客や施設利用者が利用する施設・設備の改修等は補助の対象となりますか。 . 13
問 29　シャッターガードや安全装具は補助の対象となりますか。 13
問 30　電動ドリルは対象となりますか。また、コンベアを導入するのですが、補助の対象となりますか。 13
（１）　転倒・墜落防止対策 13
問 31　床に配線がむき出しになっているため、床を嵩上げして配線を床下に収納する工事は、補助の対象となりますか。 13
問 32　介護施設の中に設けられた居室の出入口に大きな段差があるため、床を下げてフラットにする工事を行う場合、補助の対象となりますか。 13
問 33　滑り防止対策のための凍結防止装置はどのようなものが補助の対象になりますか。 14
問 34　転倒時の怪我のリスクを低減する設備・装備とはどのようなものが補助の対象になりますか。 14
問 35　補助の対象となる「高所作業台」とはどのようなものですか。 14

問 36　屋外階段が滑りやすいので、滑り止めを施工したいのですが補助の対象になりますか。 14
（２）　重量物取扱作業における労働災害防止対策 14
問 37 「重量物搬送機器・リフト」として補助の対象になるもの、ならないものはどのようなものですか。 14
（３）　介護施設、医療機関関連機器 15
問 38　介護施設等において、電動ベッドの購入は補助の対象となりますか。 15
問 39　介護施設等において、車いすは補助の対象となりますか。 15
問 40　介護施設における浴室での入浴介助作業に対しては、どのような機器が補助の対象となりますか。 15
問 41　介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育が補助の対象となっていますが、具体的にはどのようなものが補助の対象となりますか。 15
（４）　その他の高年齢労働者の労働災害防止対策 15
問 42　営業用車両への踏み間違い防止装置の取り付けは補助の対象となりますか。 15
問 43　作業場所が暗いので蛍光灯を変える場合の経費は、補助の対象となりますか。 15
問 44　和式トイレを洋式トイレへ変更する経費については、補助の対象となりますか。 15
問 45　新型コロナウイルス感染症防止対策に係る経費は補助の対象となりますか。 15
問 46　一人の労働者が、複数の作業場所で作業を行っており、作業場所ごとに機器等を購入・導入する場合は、複数の機器等を購入する費用は補助の対象になりますか。 16
問 47　段差の解消などと違い、個人が着用する機器（例えば、アシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）は、個人ごとに効果が生じるもので、使い回すのも難しいため、労働者の人数分補助されますか。 16
（５）転倒防止・腰痛予防のための運動指導 16
問 48　運動指導の対象となる取組はどのようなものでしょうか。 16
問 49　オンラインにより専門家の指導等を受けたいのですが、補助の対象になりますか。 16
問 50　補助対象となる運動指導を行う「専門家等」はどのような者ですか。 16
問 51　安全衛生教育を行う「専門家等」はどのような者ですか。 17
問 52　事後の身体機能のチェックは、いつ実施しなければなりませんか。 17
問 53　専門家によるリスクアセスメントや自社の安全衛生担当者が安全衛生委員会等の審議などを実施せず、転倒防止・腰痛予防のための運動指導の申請をすることは可能ですか。 17
問 54　自社で雇用している理学療法士等の専門家に、同僚となる労働者への身体機能のチェックや運動指導を行わせる場合も補助の対象となりますか。 17
問 55　労働者に運動を行わせるため、ジムの回数券や割引券を配布するための経費は補助の対象になりますか。事業場にトレーニングマシーンを設置する経費は補助対象になりますか。 17
５　熱中症対策コース 17
問 56　スポットクーラーやミストファンの導入については、どのような場合に補助の対象となりますか。 17
問 57　「WBGT 指数計」について、補助の対象となりますか。 18

問 58　体温を下げるためや、飲み物を冷やすための保冷剤の購入は補助の対象となりますか。 18
問 59　電動ファン付き作業服は補助の対象となりますか。 18
問 60　一人の高年齢労働者のために、スポットクーラーとミストファンを同時に申請することはできますか。 18
問 61　持ち運びのできる、充電式の保冷温庫は補助の対象となりますか。 18
問 62　熱中症対策のため､事業所の建物（屋根等）に遮熱性の高い塗料を塗布する工事や壁等に断熱材を組み込む工事は補助の対象となりますか。 19
５　コラボヘルスコース 19
問 63　コラボヘルスコースに申請する上で注意点はありますか。 19
問 64　保険者へ事業主健診結果のデータを提供していることが確認できる書類は必要ですか。 19
問 65　「その他保険者へ事業主健診結果を提供していることを確認できる書類」とはどのようなものがありますか。 19
問 66　保険者へ事業主健診結果を提供するのに要する経費は、補助の対象となりますか。 19
問 67　「健康診断結果等を踏まえた産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等による禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等」及び「栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置」について、どのように取り組めばよいですか。 19
問 68　労働安全衛生法に基づく健康診断の実施に要する経費は、補助の対象となりますか。 20
問 69　「健康スコアリングレポート等を活用したコラボヘルスを実施するための健康診断等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入」について、どのような費用が補助の対象になりますか。パソコンやタブレット等の電子機器の購入、レンタル・リース費用は補助の対象になりますか。 20
問 70　健康診断の結果からメタボリックシンドロームに該当する従業員が多いので、運動指導を行いたいのですが補助の対象となりますか。 20
問 71　昨年は禁煙指導等の健康教育で補助金を受けましたが、今年は栄養・保健指導を行うことで申請は可能ですか。 20
問 72　メンタルヘルス対策に関する取組は補助の対象になりますか。 20
問 73　腰痛予防を目的とした運動指導はコラボヘルスコースの対象になりますか。 20
問 74　オンラインにより専門家の指導等を受けたいのですが、補助の対象になりますか。 21
６　その他 21
問 75　物品の購入や工事等はいつまでに行う必要がありますか。 21
問 76　他社から機器等を購入し、自社において当該機器等を据付けるための経費は、補助の対象になりますか。 21
問 77　自社で雇用する理学療法士等の専門家等が、自社の労働者に対して実施する「転倒防止・腰痛予防の運動指導等」や「コラボヘルス」を実施する場合、その経費は補助の対象となりますか。 21
問 78　過去に補助対象となっていた「危険個所への安全標識や警告灯等の設置」や「トラック荷台等の昇降設備の導入」は、令和８年度に補助の対象になりますか。 21

問 79　社会保険労務士等が申請書類の提出を代行することはできますか。 21
問 80　労働保険と社会保険の違いは何ですか 21
問 81　労働保険関係書類は、どのようなものを提出すればいいですか。 22
問 82　物品の購入を急いでいるので、個別に審査をしてもらえますか。 22
問 83　申請書が届いたという証明書又は控えを発行してもらえますか。 22

1　申請、請求での注意点及び交付決定通知書受理後の取り扱い

問1　どのようなものが補助の対象になりますか。

答1　高年齢労働者の労働災害防止対策のための機器の購入、設備や施設の工事、専門家による指導を受けるなどの取組にかかる経費を補助します。具体的な対象についてはリーフレットをご覧ください。物品等のリースの代金は補助対象外です。

問2　申請、請求での注意点はありますか。

答2　以下の項目にご注意ください。また、申請、請求に当たっては、現場だけではなく、交付決定後の支払等もあることから、総務、経理等の部署も含め法人全体での一体となった対応をお願いします。

① 補助金交付のルールについて

この補助金の交付を受けるためには、申請後、交付決定された後に、決定に従って取組を実施（機器の購入、設備等の工事や専門家による指導を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に発注・契約・購入を行った経費は、いかなる理由があっても、補助対象外となります。交付決定後であっても、発注・契約・購入を行う前の補助事業の実施は、同様の扱いとなります。

また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金を支払うことができません。ネット購入の場合も同様です。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金を支払い、期限までに事務局に実績報告と補助金の支払い請求を行ってください。

② 業者への支払いなどについて

ローンによる支払いや、手形、小切手、電債、電子マネー、プリペイドによる支払いは補助金の支給対象外です。

消費税、振込手数料は補助の対象にはなりません。

③ 申請書の提出について

申請書類は、郵送、またはＪグランツ（府省庁、自治体の運営する補助金・助成金にオンライン申請するためのウェブサービス）の活用による申請（以下「電子申請」という。）で事務局へ送付ください。電子申請以外の方法による書類の提出日については、原則として消印で確認いたします。料金別納や料金後納による郵便の場合は、書類を封入した封筒に消印がありませんので到着日で判断いたします（宅配便の場合は発送伝票で受付日がわかる方法でご利用ください。）。電子申請については、申請の不備等（提出必須書類の不足等）があれば、当該不備等がすべて解消されたものを再度提出された後、問題ないことを確認し、受付完了した日が受付日になります。提出期間終了後の到着や提出となった際は受付できませんのでご注意ください。

問3　交付決定されても、請求時に支払われない事例はありますか。具体的にはどのような場合に支払われませんか。

答3　交付決定されても、必ず補助金が支払われるものではありません。交付決定後に決定内

容のとおり補助対象となる取組を実施しなかった場合は、補助金をお支払いできません。

過去には、交付決定された取組内容と請求時に報告いただいた実際の取組内容が違うため支払いができない事例がありました。

また、補助金の交付決定や支払決定は申請書や実績報告書の資料の内容を審査して行います。資料に不備やルールに沿わない記述等がある場合には補助金を支払うことができませんので、提出前に資料に不備がないか十分に確認してください。

【過去に資料に不備等があり支払いできなかった事例】

・実績報告書に添付いただく業者への発注書等の日付が空欄となっていた、発注書等の日付が交付決定日前になっていた　等（問２①の回答のとおり、交付決定日よりも前に発注・契約・購入を行った経費は、いかなる理由があっても補助対象外となります。また、交付決定後であっても、発注・契約・購入を行う前の補助事業の実施についても同様に、補助対象外となります。）

・実施報告書（添付資料含む）から、交付決定された実施計画のとおり取組が実施されたかが判断できなかった　等

※交付決定された実施計画のとおり取組が実施されていたか判断できない場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。

問 4　専門家による指導等について、年間を通じて受けたいのですが、補助は受けられますか。

答 4　本補助金の交付対象は、交付決定後から実績報告書及び精算払請求書の提出の最終締切日（令和９年１月 31 日）までに実施され、かつ、業者等に対し代金の支払いが済まされているものとなります。最終締切日を超えて引き続き実施されるような取組については、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

問 5　交付決定通知書が届いた後、どのように進めれば良いでしょうか。

答 5　交付決定通知書が届きましたら、その内容を確認し、速やかに交付決定された実施計画のとおり取組を実施し、その後、期限（最終締切日：令和９年１月 31 日）までに「実績報告書及び精算払請求書」（様式３）により補助金の支払い請求してください。

手続き（必要な提出資料等）は、以下のとおりです。

① 「専門家総合対策コース第２段階」の職場環境改善の場合

ア　機器等の購入の場合

（ア）　発注書（注文書）

（イ）　発注先からの納品書

（ウ）　発注先からの請求書

（エ）　請求書に基づき代金を支払った銀行振込明細書等

イ　工事を伴う場合

（ア）　工事請負契約書（発注書でも可）

（イ）　契約の相手からの工事完了報告書（任意様式）

（ウ）　契約の相手からの請求書

（エ）　請求書に基づき代金を支払った銀行振込明細書等

② 「専門家総合対策コース第２段階」の転倒防止・腰痛予防のための運動指導、「コラボヘルスコース」により指導等を受ける場合

ア 専門家等への指導等の申し込み書類（申し込み控え）

イ 相手（専門家等）からの請求書

ウ 指導等を受けた実績報告書

・指導等を実施した講師の氏名及び資格

・指導等の実施場所及び日時、時間数（転倒防止・腰痛予防のための運動指導及び「コラボヘルスコース」のみ）

・指導等を受けた労働者の人数及び実際の参加人数（転倒防止・腰痛予防のための運動指導及び「コラボヘルスコース」のみ）

・指導等の内容、指導等の実施状況が分かる写真・使用したテキストの写し（転倒防止・腰痛予防のための運動指導及び「コラボヘルスコース」のみ）

・身体機能のチェック票（参加者が 10 人未満の場合はその人数分、10 人以上の場合は 10 人分の事前チェック票、最終チェック票）（転倒防止・腰痛予防のための運動指導のみ）

エ 指導等の終了後、専門家等にその料金を支払った銀行振込明細書等

③ 「コラボヘルスコース」でシステムを導入した場合

ア 導入したシステム名を明記

イ 導入したシステムの内容が分かる書類を添付

発注書や申込書には必ず日付を入れてください。また、発注書等は任意の様式で結構です。

なお、申請時に提出いただく見積書（補助金の受付開始日以降に作成されたものに限ります。）は、発注書等とはみなされません（交付決定前の資料となるため、問２のとおり、これを発注の資料とする場合は、補助金の交付ができません。また、発注、契約書作成は、交付決定通知書を受領後その内容を確認してから行ってください。例年、発注書等の日付が交付決定通知書の日付と同一のものが多く見受けられますが、郵便事情等を考慮すればこれも不適切です。）。

取組の実施に当たっては、発注、納品、請求、支払い等は補助金の交付決定を受けたもののみについて行い、補助対象外のもの（自費購入分等）とまとめないようにしてください。取組が交付決定した範囲内かどうか確認できない場合は、補助金をお支払いできません。

問 6 交付決定通知書が届きましたが、諸般の事情により取組が実施できなくなってしまった場合、どのような手続きをすれば良いでしょうか。

答 6 交付決定通知書の受理後、取組が実施できなくなった時点で、速やかにエイジフレンドリー補助金事務センターの申請担当まで電話にてご連絡ください。折り返し辞退届の様式をメールにより送付いたしますので、必ず手続きをお願いします。

２　補助対象事業者（申請者）の要件等

問 7　社会福祉法人や医療法人のように、資本金又は出資がいずれもない場合にはどのように判断するのですか。

答 7　資本金又は出資のない場合は、常時使用する労働者数により判断します。医療・福祉を含むサービス業は、法人全体で 100 人以下であることが要件です。

問 8　常時使用する労働者数は、どのように数えますか。

答 8　企業全体（全ての事業所）の労働者数から、①日々雇い入れられる者、②二箇月以内の期間を定めて使用される者、③季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者、④試の使用期間中の者を除いて数えます。詳しくは下記参考を御確認ください。

【参考】

本補助金における「常時使用する労働者」は、中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずることとしています。同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第 20 条で定める「解雇の予告を必要とする者」とされており、具体的には、同法第 21 条に該当しない者が「常時使用する従業員」に該当します。

＜労働基準法第 21 条＞

前条（解雇の予告）の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて 引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

一　日日雇い入れられる者

二　二箇月以内の期間を定めて使用される者

三　季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者

四　試の使用期間中の者

問 9　労災保険の特別加入者（中小事業主等）は労働者と認められますか。

答 9　労働者として認められません。また、家族従事者も同様に認められません。

問 10　一の補助金を受ける対象労働者を雇用する中小企業事業者（以下「事業者」という。）が、同じ年度内に複数回、補助金の交付申請をすることは可能ですか。

答 10　できるだけ多くの事業主の取組を幅広く支援するため、一の事業者（雇用主）への補助金の交付は同一年度内に１回限りとします。

なお、「専門家総合対策コース第１段階」においては、専門家によるリスクアセスメントの指導と、その後の「専門家総合対策コース第２段階」で、職場環境改善（機器の購入、施設の工事等）または運動指導等の対策について補助金の交付申請書を提出いただきますが、これらは、あわせて１回の交付申請とみなします（後述））。

※「専門家総合対策コースの第２段階」においては、職場環境改善（機器の購入、施設の工事等）または運動指導等のどちらか一方の対策について申請が可能です。

問 11　複数のコースで補助金を申請したいのですが、可能ですか。
答 11　できません。

問 12　工場の「作業現場」には 60 歳以上の労働者がいないのですが、工場の「事務室」には 60 歳以上の労働者がいる場合は、補助金を受けられますか。
答 12　この補助金は、高年齢労働者の労働災害防止のための作業環境改善等の取組に対して補助金をお支払いするものです。高年齢労働者の労働災害のリスクの低減効果が認められない取組については、補助対象とはなりません（補助金の交付の可否について、業務内容も踏まえて審査します。）。ただし、転倒防止・腰痛予防のための運動指導、外部専門家による安全衛生教育等の実施及びコラボヘルスコースについては補助対象となります。

問 13　昨年度以前に補助金を受けたことがありますが、再度補助金を受けられますか。
答 13　以前補助を受けた対策や取組と同一のものについては、補助の対象外です。
例えば、昨年度「重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策」の補助金を受けた場合、今年度も引き続き「重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策」について補助を受けることはできませんが、「転倒・墜落災害防止対策」について補助金を受けることはできます。

問 14　申請書は、機器の販売業者、工事の施工業者や運動指導を実施する業者が代わりに作成して提出しても良いですか。
答 14　申請書の提出は販売業者･施工業者等ではできません。事業者が直接行ってください。申請内容について不明な点等がある場合等事務局からの問い合わせは申請事業者あてに行います。

問 15　以前「転倒防止や腰痛予防のための運動指導」での補助金を申請しましたが、不採択とされました。別のコースや別の対策等での補助金の申請はできますか。
答 15　過去に補助を受けた同一対策、同一取組でなければ申請できます。

問 16　今年１月に開設した事業場や新倉庫で使用するハンドリフトを導入したいのですが、補助の対象になりますか。
答 16　本補助金の「１年以上事業を実施していること」という申請基準に抵触するため、新しい事業場や新倉庫等への導入については、補助金対象外となります。

３　専門家総合対策コース第１段階

問 17　専門家総合対策コースは、どのような補助が受けられますか。どのように申請すれば良いですか。
答 17　①（第１段階）事業場に専門家を招き、高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントを受けるための経費と、②（第２段階）①によって専門家により優先度が

高いと判断された職場環境改善等の取組にかかる経費を補助します（①の補助率は４／５、②の補助率は１／２）。

申請・補助の流れとしては、まず、①について補助金交付申請をしていただき、交付決定を受けてから取組の実施（専門家を招いてリスクアセスメントを受ける）し、優先度の高い労働災害防止対策についての判断を受けます。その後、①の専門家によるリスクアセスメント実施結果を添付して改めて②に関する補助金の交付申請をしていただき、交付決定を受けて実施（機器等の導入、工事の施工）します。①②の両方が終わったら、かかった経費についての補助金の支払いを請求してください。

なお、①を自社の安全衛生担当者が実施する場合には、①の補助はありませんが、その実施結果を使用して、直接②を申請することができます。

問 18　「専門家総合対策コース第１段階」の交付決定を受け、専門家によるリスクアセスメントを受けた結果、作業場の「段差の解消」に取り組むよう助言を受けました。過去に補助金を受けて別の場所の「段差の解消」を実施しているのですが、再度、専門家の助言を踏まえて「段差の解消」のための補助金を受けられますか。

答 18　受けられません。ただし、「リフトの導入」など、異なる対策であれば補助金の交付を受けられます（問 13 をご覧ください）。

問 19　問 18 のような場合で職場環境の改善についての補助が受けられない場合、専門家によるリスクアセスメントにかかった経費についても補助されないのですか。

答 19　そのような場合でも、専門家によるリスクアセスメントにかかった経費については補助金の交付を受けることができます。

問 20 「専門家総合対策コース第１段階」では「専門家」によるリスクアセスメントを受ける場合に補助金が交付されるということですが、「専門家」とはどのような者ですか。

答 20 「専門家総合対策コース第１段階」では、次の者を専門家として取り扱います。

- 労働安全コンサルタント
- 労働衛生コンサルタント
- 労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）第 12 条に規定する安全管理士又は衛生管理士

問 21　専門家によるリスクアセスメントについて、リスクアセスメントには様々な手法がありますが、どのような手法によるものが補助の対象となりますか。

答 21　専門家が実施するリスクアセスメントであること以外に、補助の要件はありません。ただし、「高年齢労働者の労働災害防止のための指針」に示されているように、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生リスクに係るリスクアセスメントが的確に行われる必要があります。このためには、「エイジアクション 100」を基にリスクの洗い出しを行った上で、挙げられた個々のリスクについて、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく手法による詳細なアセスメントが行われることが有効と考えられます。このフォーマットは、厚生労働省ウェブサイトで公開しています。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

４　専門家総合対策コース第２段階

問 22　専門家が、優先順位が高いと判断した労働災害防止の取組については、あらゆる取組が補助の対象となるのですか。

答 22　あらゆる取組が補助対象となるものではありません。「専門家総合対策コース第２段階」で補助対象となっている「転倒・墜落災害防止対策」「重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策」「その他の高年齢労働者の労働災害防止対策」「転倒防止・腰痛予防のための運動指導」「専門家等による高年齢労働者の特性を踏まえた安全衛生教育の実施」の取組が補助の対象となります。

問 23　リスクアセスメント結果で優先度が高いとされた職場環境改善の取組にはすべて補助金の対象になりますか。

答 23　「専門家総合対策コース」による補助金は、専門家によるリスクアセスメントを受ける経費の４／５及びその結果優先度が高いと判断された職場環境改善の取組にかかる経費の１／２、合わせて最大 100 万円補助金を交付します（機器の購入や設備工事ごとに支給するものではありません。）。

【例】　・専門家によるリスクアセスメントを受ける経費：20 万円（第一段階＝**16 万円**）
・優先度が高いと判断された取組として①段差の解消：20 万円、②床の改修：100 万円、③リフトの導入：80 万円＝総額 200 万円（第二段階＝**100 万円**）
→総額 116 万円＞補助金は 100 万円（第一段階 16 万円＋第二段階 84 万円）

問 24　「専門家総合対策コース第２段階」の補助率と限度額を教えてください。

答 24　補助率は 1/2 です。限度額は、第１段階と第２段階で合わせて１００万円です。

問 25　「専門家総合対策コース第１段階」を省略し、第２段階から直接申請できますか。

答 25　自社の安全衛生担当者が、安全衛生委員会等の場において安全衛生対策について審議を行い、その結果に基づいた内容で申請する場合は、第２段階から申請することが可能です。

なお、自社においてリスクアセスメントを実施する場合に要する費用については、補助の対象となりません。

問 26-1 リスクアセスメントを実施する自社の安全衛生担当者の要件はありますか。

答 26-1　安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者がリスクアセスメントを実施していただく必要があります。

また、安全衛生推進者等の選任が義務づけられていない、常時使用する労働者が 10 人未満の事業場においては、事業主が自らリスクアセスメントを実施することも可能です。

問 26-2　自社においてリスクアセスメントを実施する場合、実施時期に制限はありますか。

答 26-2 法令上、リスクアセスメントを実施する時期は、設備の新規導入や作業方法の変更時期等とされています。一方、リスクアセスメントの実施時期と対策の実施時期が過度に離れることは、現場の状況の変化等も考えられることから適切ではありません。このため、本補助金においては令和８年４月１日以降に実施したリスクアセスメントを対象とします。

問 27　安全衛生委員会等の場において、どのような審議を行えばよいでしょうか。

答 27　安全衛生委員会または衛生委員会において、職場における安全衛生対策の課題について審議を行ってください。

なお、これらの委員会の設置義務がない事業場においては、定例会議や業務ミーティング等、労働者の意見を聴く機会を設け、同様に話し合いを行ってください。

審議や話し合いでは、職場環境の改善や運動指導など、自社の実情に応じた安全衛生対策を挙げ、それぞれについて重要度や優先順位を付けて検討してください。

そのうえで、本補助金の対象となる対策については申請が可能となりますので、審議や話し合いの内容が確認できる議事録や記録を添付のうえ、申請してください。なお、優先順位が高いからといっても、以前、同様の対策や取組で補助を受けている場合は対象とはなりませんので、ご注意ください。

また、リスクアセスメントと同様に、本補助金においては、令和８年４月以降に実施した安全衛生委員会等を対象とします。

問 28　顧客や施設利用者が利用する施設・設備の改修等は補助の対象となりますか。

答 28　この補助金は、高年齢労働者の労働災害防止等を目的とした補助金であるため、労働者の安全確保や作業環境の改善を目的としない、または顧客や施設利用者の通常利用される施設や設備の改善については、補助の対象となりません。

問 29　シャッターガードや安全装具は補助の対象となりますか。

答 29　法令に基づき事業者が導入すべき安全機器や安全装具は補助対象外です。

問 30　電動ドリルは対象となりますか。また、コンベアを導入するのですが、補助の対象となりますか。

答 30　工具、生産機器、事務用機器、生産ライン（コンベア含む）は補助対象外です。

（１）　転倒・墜落防止対策

問 31　床に配線がむき出しになっているため、床を嵩上げして配線を床下に収納する工事は、補助の対象となりますか。

答 31　補助対象外です。

問 32　介護施設の中に設けられた居室の出入口に大きな段差があるため、床を下げてフラッ

トにする工事を行う場合、補助の対象となりますか。

答 32　労働者が出入りする部屋の段差解消であれば、対象となります。

問 33　滑り防止対策のための凍結防止装置はどのようなものが補助の対象になりますか。

答 33　労働者（自社の社員）が利用する通路（事業場敷地内に限る）における積雪や気象による凍結を防止するための電熱マット等が対象になります。通路以外の場所や、主として労働者ではない顧客や施設利用者が利用する通路や凍結防止装置は補助の対象となりません。

問 34　転倒時の怪我のリスクを低減する設備・装備とはどのようなものが補助の対象になりますか。

答 34　労働者が万が一転倒してしまった場合にも、骨折等の労働災害を防止する設備や装備が対象となります。なお、製品の特長として「転倒時の怪我のリスクを低減する」旨が明示されている必要があります。

問 35　補助の対象となる「高所作業台」とはどのようなものですか。

答 35　２メートル未満の高い場所における作業を行うための、囲いや手すりが付属した昇降装置を具備する作業台をいいます。２メートル以上の高さにおける高所作業を行うための高所作業車等は補助対象となりません。

また、トラックで高所作業台を使用する場合も、補助対象外です。

問 36　屋外階段が滑りやすいので､滑り止めを施工したいのですが補助の対象になりますか。

答 36　現時点で滑り止めが施工されていない階段は対象になりますが、施工されている滑り止めが老朽や劣化している場合は補助対象外です。なお、申請の際に滑り止めの素材が確認できるカタログ等の写しを添付してください。

（２）　重量物取扱作業における労働災害防止対策

問 37 「重量物搬送機器・リフト」として補助の対象になるもの、ならないものはどのようなものですか。

答 37　高年齢労働者の身体機能の低下を補う機器が補助対象となります。高年齢労働者に限らず、その機器がないと業務ができないようなものは、補助対象となりません。

○補助対象となるもの	×補助対象とならないもの
・ハンドリフト	・クレーン※
・チェーンブロック（ホイスト含む）	・乗用フォークリフト
	・テールゲートリフター
	・自動車整備用リフト

※ここでいうクレーンは、労働安全衛生法に規定するクレーンであり、つり上げ荷重 0．5 トン以上のクレーンのことです。

（３）　介護施設、医療機関関連機器

問 38　介護施設等において、電動ベッドの購入は補助の対象となりますか。

答 38　この補助金は、高年齢労働者の労働災害防止対策の促進のための補助金です。電動ベッドは、高年齢労働者の労働災害防止効果と、被介助者側の負担軽減、介護サービス向上の効果の区別が困難であるため、補助対象外です。このような考え方から、例えば、電動昇降機能、電動背起こし機能つきベッド、褥瘡防止ベッド、マットやベッド付属の見守り装置、体重測定装置等も補助対象外です。

問 39　介護施設等において、車いすは補助の対象となりますか。

答 39　スライディングボードを使用する際に必要な機能として片ひじが外せるなど、高年齢労働者の身体的負担軽減に効果がある機能を有する介助式車いすについては、補助対象となります。

問 40　介護施設における浴室での入浴介助作業に対しては、どのような機器が補助の対象となりますか。

答 40　入浴用ストレッチャー、リフトやこれらに対応した浴槽、自動浴槽等は補助の対象となります。

問 41　介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育が補助の対象となっていますが、具体的にはどのようなものが補助の対象となりますか。

答 41　労働者に外部講師による研修を受講させるのにかかる経費（講師謝金やテキスト代）が補助の対象となります。労働者が外部での研修を受講するために移動するといった場合の旅費は対象となりません。講師の要件に定めはありませんが、メーカー等による単なる機器の使用法のみの教育は対象ではなく、ノーリフトによる職員の労働衛生管理が研修のカリキュラムに含まれているものが補助の対象となります。

（４）　その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

問 42　営業用車両への踏み間違い防止装置の取り付けは補助の対象となりますか。

答 42　自社名義車両への後付けのみを対象とします。
新車購入時のオプション購入による取付、リース車への取り付けは補助対象外です。

問 43　作業場所が暗いので蛍光灯を変える場合の経費は、補助の対象となりますか。

答 43　照明器具等の変更は補助の対象外です。

問 44　和式トイレを洋式トイレへ変更する経費については、補助の対象となりますか。

答 44　トイレの改修費用は補助対象外です。

問 45　新型コロナウイルス感染症防止対策に係る経費は補助の対象となりますか。

答 45　補助対象外です。

問 46　一人の労働者が、複数の作業場所で作業を行っており、作業場所ごとに機器等を購入・導入する場合は、複数の機器等を購入する費用は補助の対象になりますか。

答 46　対策に関わる高年齢労働者の人数分を上限として補助します。重量物搬送機器・リフトの導入を例に取ると、重量物取り扱い作業を実施する高年齢労働者が１人である場合、その作業場所が複数ある場合でも、補助は１個までとします。

問 47　段差の解消などと違い、個人が着用する機器（例えば、アシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）は、個人ごとに効果が生じるもので、使い回すのも難しいため、労働者の人数分補助されますか。

答 47　労働者ごとに効果が生じる対策については、対策に関わる人数分に限り補助します。

（５）転倒防止・腰痛予防のための運動指導

問 48　運動指導の対象となる取組はどのようなものでしょうか。

答 48　リスクアセスメントの結果を踏まえ高年齢労働者を含む全ての労働者を対象とし「転倒防止」あるいは「腰痛予防」のいずれかを目的とし、以下をすべて実施する場合に補助します。

①　専門家が対象労働者に対して身体機能のチェックを実施し、評価する
※身体機能チェックは厚生労働省ホームページに掲載した転倒等評価セルフチェック票等によること

②　専門家が①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導を実施する
なお、マッサージ等の施術については本補助金での運動指導ではないので補助対象外です。

③　対象労働者の身体機能の改善効果を見るため、改めて①（専門家による身体機能のチェック・実施・評価）を実施する

なお、補助対象となるものは、専門家が対面により①～③を実施するものに限ります。また、専門家の資格を有していない者によるものは補助対象外です。

問 49　オンラインにより専門家の指導等を受けたいのですが、補助の対象になりますか。

答 49　オンラインにより指導等を受けるものは補助の対象にはなりません(対面に限ります)。

問 50　補助対象となる運動指導を行う「専門家等」はどのような者ですか。

答 50　次の資格者等を本取組における「専門家等」として取り扱います。

・医師
・健康運動指導士／健康運動実践指導者
・THP ヘルスケア・トレーナー／THP 運動指導担当者
・理学療法士・作業療法士
・柔道整復師
・あん摩マッサージ指圧師
・はり・きゅう師（一定の機能訓練指導の実務経験を有する者）
・転倒予防指導士（転倒予防の運動指導等に限る）

・アスレティックトレーナー
・労働安全・衛生コンサルタント　等

問 51　安全衛生教育を行う「専門家等」はどのような者ですか。
答 51　次の資格者等を本取組における「専門家等」として取り扱います。
・労働安全コンサルタント
・労働衛生コンサルタント
・労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）第 12 条に規定する安全管理士又は衛生管理士　等

問 52　事後の身体機能のチェックは、いつ実施しなければなりませんか。
答 52　最初に専門家による運動指導を受けた後、１カ月間隔程度で継続的に専門家による事後のチェックを受けてください。
　なお、例えば 10 月に申請した場合、交付決定通知は 12 月となることから、事後チェック及び業者への支払い実施報告・支払請求の締切日に間に合わないこともありますので、余裕を持って早めに取り組んでください。

問 53　専門家によるリスクアセスメントや自社の安全衛生担当者が安全衛生委員会等の審議などを実施せず､転倒防止･腰痛予防のための運動指導の申請をすることは可能ですか。
答 53　要件を欠いているため、申請はできません。専門家によるリスクアセスメント又は自社の安全衛生担当者等による安全衛生委員会等の審議などの結果により申請することができます。したがって、リスクアセスメント結果表や安全衛生委員会等の議事録や記録を申請書に添付する必要があります。なお、転倒防止と腰痛予防を同時に申請することはできません。いずれかの申請となります。

問 54　自社で雇用している理学療法士等の専門家に、同僚となる労働者への身体機能のチェックや運動指導を行わせる場合も補助の対象となりますか。
答 54　自社内での取組は補助対象外です。また、これを回避するため、複数の企業が、自社の専門家を交換派遣するような形で労働者への身体機能のチェックや運動指導の実施を行わせるような場合も補助対象外です。

問 55　労働者に運動を行わせるため、ジムの回数券や割引券を配布するための経費は補助の対象になりますか。事業場にトレーニングマシーンを設置する経費は補助対象になりますか。
答 55　いずれも補助対象外です。

５　熱中症対策コース

問 56　スポットクーラーやミストファンの導入については、どのような場合に補助の対象と

なりますか。

答 56　屋外または労働安全衛生規則第 606 条の温湿度調整を行ってもなお室温 31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業での作業に 60 歳以上の高年齢労働者が就いている場合、その労働者の作業環境を改善するためにこれらの機器を導入する場合に補助の対象となります。なお、温湿度調整を行っても室温 31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを御説明いただく必要があります（例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます)。

＜参考：労働安全衛生規則＞

（温湿度調節）

第六百六条　事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

問 57　「WBGT 指数計」について、補助の対象となりますか。

答 57　令和８年度においては、補助対象外です。

問 58　体温を下げるためや､飲み物を冷やすための保冷剤の購入は補助の対象となりますか。

答 58　補助対象外です（首に巻く・当てるタイプの保冷剤も補助の対象となりません｡)。ただし、効率的に身体冷却を行うために必要な機器（アイススラリーや保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー（※））の購入は補助の対象となります。

※アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大 400L までのもの

問 59　電動ファン付き作業服は補助の対象となりますか。

答 59　熱中症のリスクの高い暑熱作業のある作業場及び屋外作業において使用する電動ファン付き作業服（体温を下げる機能があるもの）は補助の対象となります。なお、補助の対象となるのは高年齢労働者の人数分のみとなります。

問 60　一人の高年齢労働者のために、スポットクーラーとミストファンを同時に申請することはできますか。

答 60　両方とも高年齢労働者の体温を下げるという目的が同じ場合、どちらか一つということになり、台数は高年齢労働者の人数分が上限となります。ファン付き作業服も同様です。ただし、用途が違うスポットクーラーと冷凍ストッカーの場合は同時に申請できます。

なお、スポットクーラーは移動式で熱排気のできるものに限ります。

扇風機、送風機、サーキュレーターなどは対象にはなりません。また、気化式冷風機、水冷式エアコンや大容量スポットクーラーなども対象外です。

問 61　持ち運びのできる、充電式の保冷温庫は補助の対象となりますか。

答 61　保冷温庫や冷凍冷蔵庫は補助対象外です。冷凍ストッカーなどの冷凍専用のもののみが補助対象となります。

問 62　熱中症対策のため､事業所の建物（屋根等）に遮熱性の高い塗料を塗布する工事や壁等に断熱材を組み込む工事は補助の対象となりますか。

答 62　補助対象外です。

５　コラボヘルスコース

問 63　コラボヘルスコースに申請する上で注意点はありますか。

答 63　コラボヘルスコースでは、申請時に高年齢労働者を常時１人以上雇用する事業場において、事業者が労働安全衛生法に基づき実施した健康診断（事業主健診）の結果を保険者に提供している必要があります。また、このコースでは健康器具など物品の購入はできませんのでご注意ください。

問 64　保険者へ事業主健診結果のデータを提供していることが確認できる書類は必要ですか。

答 64　必要です。保険者が発行する事業所カルテ・健康スコアリングレポート、受領書、健診結果を保険者に提供することについての健診機関への同意書・契約書、その他保険者へ事業主健診結果を提供していることを確認できる書類をご用意ください。

　なお、保険者が事業所カルテ等を発行していない場合その他提出できない場合はその理由を「様式１（別紙）⑨」の「その他、備考欄」に記載してください。

問 65　「その他保険者へ事業主健診結果を提供していることを確認できる書類」とはどのようなものがありますか。

答 65　具体的には次のような書類になります。

①　全国健康保険協会（通称：協会けんぽ）や健康保険組合が実施する「生活習慣病予防健診」を受診している場合

・保険者が事業主に発行している「生活習慣病予防健診対象者一覧」の写し

・当該健診を受診していることが確認できる書類（請求書の写しまたは健診結果の写し）

②　健診機関の問診票（健診結果を保険者に提出する旨の同意欄が記載されているもの）の写しと当該健診の費用の請求書の写し

問 66　保険者へ事業主健診結果を提供するのに要する経費は、補助の対象となりますか。

答 66　対象になります。ただし、本補助金の交付決定後に保険者へ事業主健診結果を提供するのに要した経費に限られ、対象となるのは、事業主健診結果の電子化を外部に発注した場合に受注者から請求される代金、健診機関を経由して保険者へ事業主健診結果を提供するために健診機関から請求される代金です。自社の人件費は含まれません。対象経費に該当するかどうかご不明な場合はお問合せください。

問 67「健康診断結果等を踏まえた産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等による禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等」及び「栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置」について、どのように取り組めばよいですか。

答 67　まず、保険者が提供する全体平均や業態平均とデータを比較することによって自社の

労働者の健康状態等を把握するための資料（一例として、事業所カルテや健康スコアリングレポート※があります。）を活用し、自社の健康課題を把握してください。もし、保険者がそうした資料を提供していない場合は、自社の健康課題について保険者からアドバイスを受ける等により、自社の健康課題を把握してください。その上で、自社において必要と考える事業を計画してください。

※　事業所カルテ・健康スコアリングレポートとは、保険者が提供する全体平均や業態平均とデータを比較することによって自社の労働者の健康状態等を把握するための資料です。保険者によって名称は異なることもあります。

問 68　労働安全衛生法に基づく健康診断の実施に要する経費は、補助の対象となりますか。

答 68　補助対象外です。

問 69　「健康スコアリングレポート等を活用したコラボヘルスを実施するための健康診断等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入」について、どのような費用が補助の対象になりますか。パソコンやタブレット等の電子機器の購入、レンタル・リース費用は補助の対象になりますか。

答 69　健康診断等の電磁的保存及び管理を機能として有する健康管理システムについて、その導入のための初期費用が対象になります。例えば、導入後の月額利用料は対象となりません。また、パソコンやタブレット等の電子機器の購入、レンタル・リース費用は対象になりません。

問 70　健康診断の結果からメタボリックシンドロームに該当する従業員が多いので、運動指導を行いたいのですが補助の対象となりますか。

答 70　メタボ対策としての運動指導であればコラボヘルスコースになりますし、転倒防止や腰痛予防としての運動指導は総合対策コース第２段階の運動指導の取組になります。リスクアセスメントを行い、その結果に基づき社内や運動指導の講師と検討のうえ申請してください。また、専門家総合対策コースの場合、申請にあたっては、本 Q&A の「４専門家総合対策コース第２段階　（５）リスクアセスメントの結果を踏まえた転倒防止・腰痛予防のための運動指導」の項目も確認してください。

問 71　昨年は禁煙指導等の健康教育で補助金を受けましたが、今年は栄養・保健指導を行うことで申請は可能ですか。

答 71　過去にコラボヘルスコースの補助を受けられた場合、コラボヘルスコースの申請はできません。

問 72　メンタルヘルス対策に関する取組は補助の対象になりますか。

答 72　メンタルヘルス対策に関する取組は単独では申請できません。他の内容の健康教育・研修等とともに申請いただく必要があります。

問 73　腰痛予防を目的とした運動指導はコラボヘルスコースの対象になりますか。

答 73　腰痛予防を目的とする場合は「専門家総合対策コース第１段階」のリスクアセスメン

トを行ったうえで（自社の取り組みでも可）、転倒防止・腰痛予防のための運動指導の取組から申請いただく必要があります。

問 74　オンラインにより専門家の指導等を受けたいのですが、補助の対象になりますか。
答 74　オンラインにより指導等を受けるものは補助対象外です（対面に限ります）。

６　その他

問 75　物品の購入や工事等はいつまでに行う必要がありますか。
答 75　事業者は、交付決定後、速やかに物品の購入、施工、取組等を実施し、実績報告書及び精算払請求書を提出いただく必要があります。令和９年１月 31 日までに実績報告書及び精算払請求書の提出がされない場合には、補助金の支払いが出来ませんのでご留意ください。

問 76　他社から機器等を購入し、自社において当該機器等を据付けるための経費は、補助の対象になりますか。
答 76　自社において機器等を据付けるための経費は、材料費を含め、補助対象外です。

問 77　自社で雇用する理学療法士等の専門家等が、自社の労働者に対して実施する「転倒防止・腰痛予防の運動指導等」や「コラボヘルス」を実施する場合、その経費は補助の対象となりますか。
答 77　補助対象外です。

問 78　過去に補助対象となっていた「危険個所への安全標識や警告灯等の設置」や「トラック荷台等の昇降設備の導入」は、令和８年度に補助の対象になりますか。
答 78　エイジフレンドリー補助金の補助対象は、直近の労働災害発生状況や予算額等を勘案して年度ごとに見直しを行っています。そのため、過去に補助対象であった取組であっても、令和８年度は補助対象とならないこともありますのでご留意ください。（例えば次のような取組が昨年に引き続き対象外となっております）。

例①　危険個所への安全標識や警告灯等の設置
例②　防滑靴
例③　トラック荷台等の昇降設備の導入
例④　事務室や作業場へのエアコン（工場扇、送風機等を含む）の設置

問 79　社会保険労務士等が申請書類の提出を代行することはできますか。
答 79　社会保険労務士等による申請書類の提出代行はできません。

※　本補助金は、中小企業事業者自らが責任をもって、エイジフレンドリー事務センターに申請をするものです。

問 80　労働保険と社会保険の違いは何ですか。
答 80　労働保険は労働に伴うリスク､具体的には業務上や通勤途上の災害､失業に備えるもので、労災保険と雇用保険で構成されています。一方、社会保険は病気、ケガ、老齢、死亡など日

常生活のリスクに備えるもので、健康保険、厚生年金保険、介護保険が含まれます。

この補助金は、労働保険のうち労災保険の原資を基に行われているもので、労災保険の加入状況と保険料の支払い状況を確認しています。

問 81　労働保険関係書類は、どのようなものを提出すればいいですか。

答 81　労働保険の関係書類として、最新の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（継続事業)」（以下「申告書」という）と同一年度の「領収済通知書」又は「納付書・領収証書」（以下領収書）という。）を提出ください。事務組合委託の場合は、提出した賃金等の報告書と同一年度の事務組合発行の領収書を提出ください。（納入通知書は領収書ではありません。）

問 82　物品の購入を急いでいるので、個別に審査をしてもらえますか。

答 82　当月分を翌月の審査委員会で順次審査をすることから、個別に審査をすることはできません。

問 83　申請書が届いたという証明書又は控えを発行してもらえますか。

答 83　証明書の発行、控えの発行は一切行っておりません。